

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	会津若松市

第5期 会津若松市鳥獣被害防止計画(案)

<連絡先>

担当部署名 会津若松市農政部農林課
所在地 会津若松市東栄町3番46号
電話番号 0242-39-1254（農林課）
FAX番号 0242-39-1440
メールアドレス norin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp（農林課）

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、その他獣類（ニホンカモシカ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アライグマ） 鳥類（カラス、カワウ、スズメ）
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	会津若松市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		金額（千円）	面積（a）
ツキノワグマ	全 体	28.79	0.70
	果 樹	28.79	0.70
	リンゴ	28.79	0.70
イノシシ	全 体	1,121.74	90.79
	稻	1,118.62	90.29
	水稲	1,118.62	90.29
	雑穀	0.40	0.30
	ソバ	0.40	0.30
	いも類	2.72	0.20
ニホンジカ	全 体	2.72	0.20
	ばれいしょ	2.72	0.20
ニホンザル	全 体	0	0
ハクビシン	全 体	0	0
合 計		1,150.53	91.49

※市が現地調査した被害状況と福島県農業共済組合の認定結果を合算した数値であり、報告等の無い被害は含まれない。また、「出荷用の農作物被害」のみを対象とし、家庭菜園等自家用の被害は含まない。

(2) 被害の傾向

・大型獣

○ツキノワグマ

近年のツキノワグマによる被害は、人身被害や農作物被害に加え、農業用倉庫等の物損被害やニワトリ等の家畜被害、車両との衝突事故など多様化している。

農作物被害金額ベースでは、令和3年度で16千円であったものが、令和6年度では29千円と増加している。

人身被害については、令和5年度から令和7年度において合計3件発生している。

○イノシシ

イノシシによる被害は、主に掘り起こしによる農地被害、稻やいも類の倒伏・食害による農作物被害が発生している。

農作物被害金額ベースでは、令和3年度で2,169千円であったものが、令和6年度では1,122千円と減少している。

○ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、主に水稻及びまめ類や果樹類の新芽の食害による農作物被害であり、近年、その被害が市内全域で多く確認されるようになっている。

農作物被害金額ベースでは、令和3年度で1,053千円であったものが、令和6年度では0円となっている。

・中型獣

○ニホンザル

ニホンザルの出没が芦ノ牧地区において増加しており、家庭菜園の被害等が確認されている。

○ハクビシン

ハクビシンによる被害は、家庭菜園等の農作物被害や騒音や糞尿害、棲み付き等による生活環境被害が主である。

農作物被害金額ベースでは、令和3年度で18千円であったものが、令和6年度では0円となっている。

近年の空き家の増加等の影響もあり、生活環境被害の相談が増加している。

○その他

その他の中型獣として、タヌキやキツネ、アライグマが挙げられ、タヌキについては令和3年度と令和4年度において果樹及び野菜の被害が確認されている。

また、キツネやアライグマについては、農作物被害の報告はないものの農地周辺への出没が確認されており、被害発生の可能性が高い。

・鳥類

○カラス

カラスによる被害は、主に果樹類の食害による農作物被害や、廃棄農作物等を漁るなどの被害が挙げられ、過去に北会津地区等において被害が顕著であったが、近年では被害報告が減少している。

○カワウ

現状において、市にはカワウによる被害の報告はないが、県によるとカワウによるものと推測される水産物被害が確認されているため、今後も継続してその動向を注視する必要がある。

○その他

他の鳥類として、令和元年度にはスズメによる水稻の食害が確認されていたが、現在は確認されていない。

(3) 被害の軽減目標（令和6年度実績より）

農作物被害の軽減目標については、過年度の被害軽減実績から現状値の50%を目標とする。

・大型獣

ツキノワグマ

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	29千円	15千円
被害面積	0.70 a	0.35 a

イノシシ

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	1,122千円	561千円
被害面積	91 a	45 a

ニホンジカ

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	0千円	0千円
被害面積	0 a	0 a

・中型獣

ニホンザル

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	0千円	0千円
被害面積	0 a	0 a

ハクビシン

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	0千円	0千円
被害面積	0 a	0 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に 関する取組	<p>・大型獣 被害状況に応じて各種わなの設置による「有害捕獲」を実施してきた。 また、令和5年度に供用開始となった「会津総合射撃場」を活用して鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員を対象に実射研修会を実施し、射撃技術の向上に努めた。 令和7年4月には、「ツキノワグマ等出没対応マニュアル」を策定し、人身被害や市街地等出没などの緊急時に、警察署等の関係機関が連携し対応する体制を整備した。 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正により、令和7年9月1日から地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で人の日常生活圏での銃猟を可能とする「緊急銃猟」が実施可能となつたことを踏まえ、令和7年11月にマニュアルの改訂を行つた。</p> <p>・中型獣 中型獣による被害が発生している場合においては、小型箱わなの貸し出しによる「有害捕獲」を実施してきた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲活動時の安全確保 近年、イノシシやニホンジカの捕獲を目的に設置している「くくりわな」にツキノワグマやニホンカモシカが錯誤捕獲される事案が増加傾向にあることから、安全な捕獲・放猟作業環境の整備と捕獲活動の基本的な技術の再確認が必要な状況にある。 ・緊急銃猟実施体制の円滑な運用 「ツキノワグマ等出没対応マニュアル」に基づいた定期的な図上訓練および実地訓練を実施し、緊急銃猟を実施する際の精度を高める必要がある。 ・担い手の確保 近年の人口減少や高齢化などの社会問題を背景に、「有害捕獲」活動の担い手が減少傾向にあり、対象鳥獣捕獲員の捕獲技術向上に加え、新規の対象鳥獣捕獲員の確保が必要な状況にある。 今後は「ガバメントハンター」についても検討が必要と考えられる。

防護柵の設置等に関する取組	<p>・大型獣 市単独事業である「鳥獣被害防止総合支援事業」において、野生鳥獣が出没しにくい環境整備のため、誘引果樹の伐採や収穫残渣の適正処分、藪の刈り払い等の「生息環境管理」を推進し、併せて、野生鳥獣が侵入できない環境整備のため、侵入防止柵の設置による「被害防除」を推進することで、対策の強化を図ってきた。</p>	<p>・対策に係る各種負担 鳥獣被害防止総合支援事業（市単独）の活用により広域対策を実施している地区において、担い手の確保や対策の主導者の育成に課題を抱えていることから、課題解決に向けた取組について研究を行う必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>また、令和6年度から「鳥獣被害対策専門員」を配置し、農作物被害の現地調査や、市民への被害防除の助言・指導等を行ってきた。</p> <p>・中型獣 捕獲以外の対策として、忌避剤や侵入防止柵等による対策について助言・指導を行ってきた。</p> <p>・鳥類 捕獲以外の対策として、防鳥ネットや忌避剤等による対策の実施について助言・指導を行うとともに、花火による追い払いを中心に対策を実施してきた。</p>	<p>・侵入防止柵による対策が困難な場合の選択肢 土地の形状や周辺環境等により、侵入防止柵による対策が実施できない場合について研究を行う必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

・共通事項

○鳥獣被害対策事業

従来の鳥獣被害対策実施隊による「有害捕獲」に加え、鳥獣被害対策実施隊員の確保、鳥獣被害防止対策協議会による各種支援策を継続していくとともに、定期的な研修会（わな取扱い研修会や実射研修会等）の実施体制を整備・開催することで更なる捕獲圧の強化を図り、農作物被害の軽減を図る。

併せて、鳥獣被害対策専門員による被害、目撃現場の調査を行い、被害対策のアドバイスを市民に行うことで、鳥獣被害に対する意識醸成及び鳥獣被害の対策の強化を図る。

また、野生鳥獣の出没情報等を地図上に可視化する「獣マップ」を活用し、蓄積した過去の野生鳥獣の出没状況データを分析し、行動パターンを把握することで市街地出没や人身被害を未然に防ぐ体制を整備するほか、出没情報を公開することにより、市民のツキノワグマ等の野生鳥獣との遭遇防止や農作物被害の軽減を図る。

○鳥獣被害防止総合支援事業

侵入防止柵設置の支援と併せて、誘引果樹の伐採支援や国・県の鳥獣被害対策補助事業の活用などにより広域被害対策を実施する地区を広げ、更なる「生息環境管理」と「被害防除」を推進し、市内全体の農作物被害の軽減および有害鳥獣の出没抑制を図る。

・大型獣

○ツキノワグマ

人身被害の発生を防止するため、広報車による広報やメール配信サービス「あいべあ」や「獣マップ」を活用した出没情報の周知など、様々な情報発信の手法を活用し、市民への注意喚起を図る。

また、人身被害や市街地等への出没及び緊急銃猟実施時における関係機関の統一的な対応方針を定めた「ツキノワグマ等出没対応マニュアル」に基づく訓練等により、実施体制及び連携体制について確認を行い、適切な体制の維持に努め、人身被害を防止する。

○イノシシ

農作物被害が発生しており、市街地周辺に出没する等、被害の深刻化が進んでいることから「生息環境管理」、「被害防除」、「有害捕獲」の3点の対策に重点を置きながら、「イノシシ捕獲報償金制度」を継続し、狩猟期間における捕獲の推進や、県の「指定管理鳥獣捕獲等事業」により、捕獲圧の強化を行い各種被害の軽減を図る。

○ニホンジカ

近年、頭数が増加し、個体密度が高まりつつあることが想定されるため、センサーカメラによる生態調査や、追い払いや被害防除による対策を推進する。

また、イノシシと同様に県の「指定管理鳥獣捕獲等事業」により、捕獲圧の強化を行い各種被害の軽減を図る。

- ・中型獣

- ニホンザル

目撃が相次いでいるため、近隣市町村でニホンザルの群れが確認されている自治体における対策を参考に、本市におけるニホンザル対策の基盤整備に向けた情報収集を進めていく。

- ハクビシン

小型箱わなの貸出による「有害捕獲」支援を継続するとともに、近年は中心市街地などにおける家庭菜園の被害や空き家等への棲みつき、騒音・糞尿害が多く確認されるようになっていることから、捕獲以外の対策について研究を進め被害の軽減を図る。

- その他

第4期計画期間内において、中型動物による農作物被害はハクビシンによるものに加え、タヌキによるものも確認されており、各獣種に対応した適切な対策を研究・推進し、被害の軽減を図る。

- ・鳥類

- カラス

カラスによる被害の報告は、近年寄せられていないが、潜在的な被害はあると想定されるため、町内会等との連携を深め、被害情報の収集に努める。

- その他

鳥類による被害としてはカラスによるもののほか、スズメによる水稻の食害やカワウによる川魚の食害が確認されていることから、対策について情報収集に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

獣友会や区長会からの推薦により、会津若松市鳥獣被害対策実施隊を設置し、実施隊により捕獲活動を実施する。

実施隊の捕獲活動体制は以下のとおり。

対象鳥獣捕獲員：各種わなの設置、捕獲確認後の捕殺作業、捕獲鳥獣の解体処理作業、鳥獣の市街地等出没に係る緊急対応時の銃器による直接捕獲

一般隊員：被害状況の調査、各種わなの設置（ドラム缶式箱わな以外）、わな設置後の定期巡回

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10 年度	大型獣 ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ その他	①捕獲効率向上のための出没データ活用方法についての研究 ②I C T 等先端技術の新規導入等による捕獲業務の省力化 ③会津総合射撃場を活用した実射研修会の開催による捕獲技術の向上
	中型獣 ニホンザル ハクビシン その他	①捕獲体制の継続運用 ②中型獣の獣種ごとの捕獲方法および先進事例についての研究
	鳥類 カラス その他	捕獲が必要な場合の体制整備の検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)等に基づき捕獲を行う。	

対象鳥獣	捕獲計画数等
	令和8年度～令和10年度
大型獣 ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	県が定める「鳥獣保護管理事業計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」で定める基準による。
中型獣 ニホンザル	

捕獲等の取組内容	
被害の状況や周辺環境等から判断し、合理的且つ効果的な捕獲を実施する。	

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
鳥獣の出没状況や捕獲状況から、わなによる捕獲や近距離射撃による捕獲が困難であり、且つ周辺の安全が確保され、捕獲に最も有効な手段であると判断される場合において、その使用による捕獲を実施する。	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
会津若松市	ニホンジカ、人身に対する危害が発生又は危害が発生する恐れがあり、捕獲を要するツキノワグマ

4. 防護柵の設置等捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和8年度～令和10年度
主に大型獣	追加延長 8,500m/年
	鳥獣被害防止総合支援事業（市単独）により対策を支援。 (補助制度、集落環境診断の実施等)

※過年度実績（過去3か年）からの想定値（100m未満切り上げ）。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和8年度～令和10年度
主に大型獣	市民（個人、団体、地区）による侵入防止柵の維持管理への支援および指導。 ・ソーラーパネルやバッテリー等の電源設備更新 ・電圧チェック、漏電箇所修繕 ・柵周辺等の除草作業

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

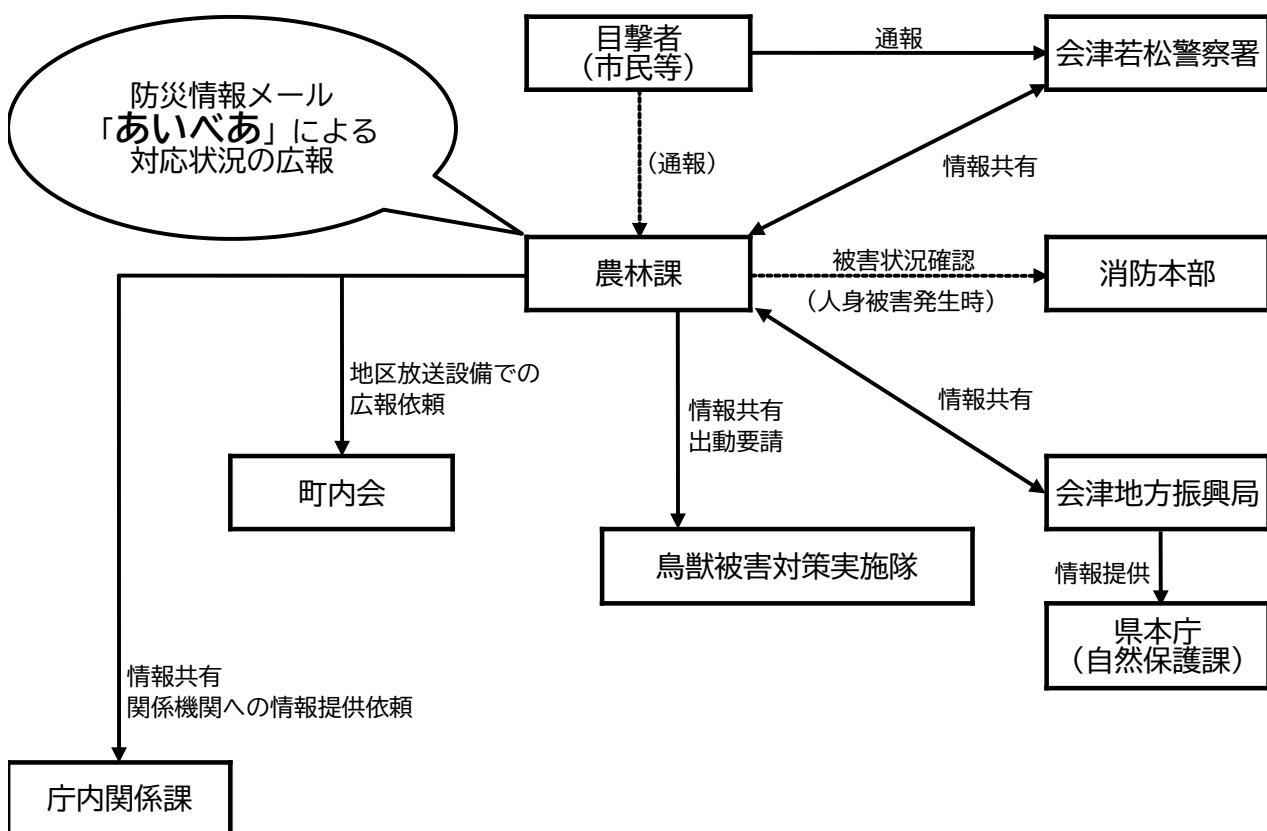
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～令和10年度	大型獣 ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ その他 中型獣 ニホンザル ハクビシン その他 鳥類 カラス その他	①鳥獣対策専門員による対策の助言・指導 ②「あいべあ」や「獣マップ」を活用した出没情報の周知 ③I C T等先進技術の試験導入による関係機関との連携による効果検証 ④出前講座や説明会等による市民への意識醸成 ⑤花火の配布による、追い払い対策の推進 ⑥被害防除方法の情報収集および研究

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
福島県会津若松警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保、捕獲の指示、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく緊急銃猟に関する助言・指導等
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	人身被害が発生した際の負傷者の救護及び搬送、市への負傷者に関する情報提供
福島県会津地方振興局	捕獲に対する助言、麻醉銃による捕獲手配、緊急銃猟に関する助言・指導等
会津若松市鳥獣被害対策実施隊 (対象鳥獣捕獲員、一般隊員)	被害現場の確認・調査、有害捕獲の実施、緊急時の初動対応への協力、緊急銃猟の実施
会津若松市	被害状況の確認と住民への注意喚起、関係機関との連絡調整、緊急銃猟等の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ

解体処理後の焼却施設における焼却処分を基本とし、状況に応じて必要な場合は埋設処分を実施する。

- ・中型獣

小型箱わなで捕獲した中型獣については、捕獲従事者による処分を原則としており、その方法は下記のとおり。

- ① 捕殺後、捕獲従事者自ら焼却施設へ搬入し焼却処分
- ② 捕殺後、捕獲従事者が所有する土地において埋設処分

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	国からの出荷・摂取制限指示が発出されているため、当面の間は捕獲鳥獣の食肉利用は困難である。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	近隣市町村の動向や先進事例等について調査を行う。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	会津若松市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
会津よつば農業協同組合	農作物の被害に関する調査及び農作物被害対策に関する情報提供・指導
福島県農業共済組合会津支所	農作物の被害に関する調査・情報提供
会津若松地方森林組合	野生鳥獣と人の共生の立場から森林整備に関する情報提供
会津若松市区長会	被害状況の情報提供・被害対策の協力
福島県猟友会若松支部	捕獲隊員の推薦、猟友会会員の増員
福島県鳥獣保護管理員	鳥獣保護管理の立場から、諸活動への助言指導と情報提供
会津若松市鳥獣被害対策実施隊	被害防止対策の実施・指導 有害鳥獣の捕獲
会津若松市	鳥獣被害防止計画の策定及び協議会に関する連絡、調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
会津森林管理署	国有林での有害鳥獣関連の情報提供
国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	国が管理を行う河川における鳥獣の出没防止対策及び住民の安全確保に関する協力
会津若松警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時ににおける住民の安全確保
福島県会津地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言・指導
福島県会津農林事務所 農業振興普及部	農作物等の鳥獣被害防止対策に関する助言・指導
福島県会津農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備手法について、助言及び指導
福島県会津若松建設事務所 企画管理部	県が管理を行う河川における鳥獣の出没防止対策及び住民の安全確保に関する助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 4 月 1 日から、「会津若松市鳥獣被害対策実施隊」を設置している。

設置根拠：会津若松市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

構 成：対象鳥獣捕獲員（県獣友会若松支部からの推薦者）と一般隊員

（行政区や農業団体からの推薦者、市担当者）により構成

構成人数：対象鳥獣捕獲員 24 名、一般隊員 40 名、市担当者 5 名（令和 7 年度）

組 織：実施隊を統括する実施隊長を任命

対象鳥獣捕獲員を統括する捕獲隊長を任命（互選）

（捕獲隊長は、その補佐役として副捕獲隊長を指名）

事 務 局：会津若松市農政部農林課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」により、以下の対策を行う。

・現役捕獲従事者の捕獲技術向上や新規捕獲従事者の確保の取組を研究する。

・会津総合射撃場について関係市町村と連携し管理運営・活用を推進する。

・関係市町村における鳥獣被害の現状や課題について共有を図ると共に、課題解決のための対策について情報交換、研究を行い、より効果的な鳥獣被害防止対策を実施する。

構成機関：会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、
北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、
柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし